

株式会社商工組合中央金庫が実施する 株式会社ソニックフローに対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社商工組合中央金庫が実施する株式会社ソニックフローに対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



第三者意見書

2025 年 9 月 30 日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社ソニックフローに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が株式会社ソニックフロー（「ソニックフロー」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、ソニックフローの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、ソニックフローがポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

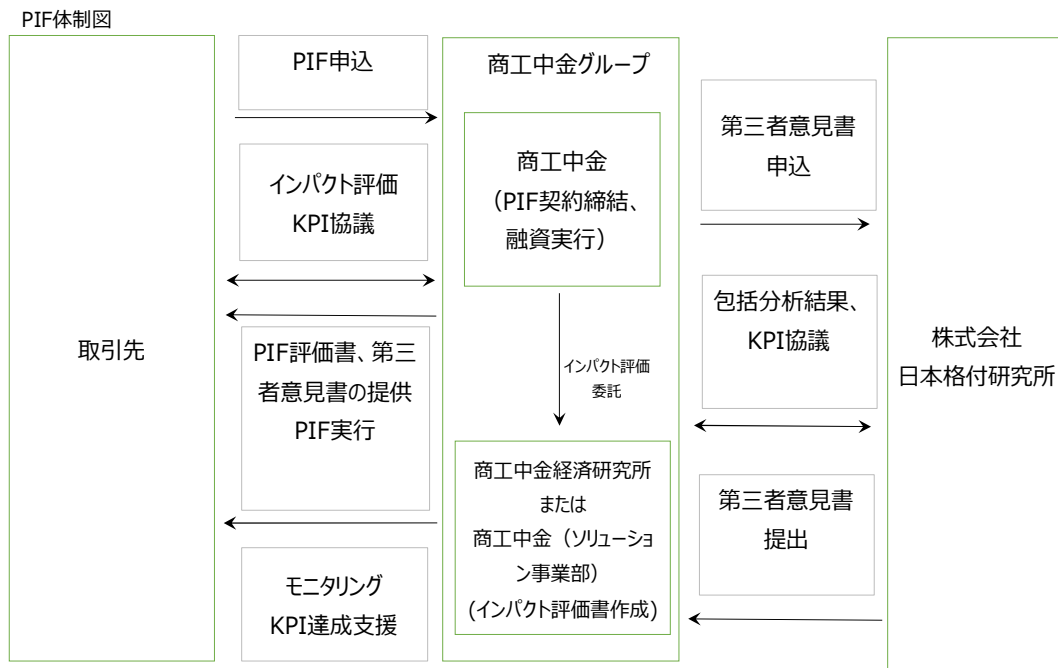
ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

- (2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分

析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるソニックフローから貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable
PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

國府田 育伸

國府田 育伸

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報は、人為的・機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等を行います。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づき開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2025 年 9 月 30 日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が株式会社ソニックフロー（以下、当社）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、当社の活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、中堅・中小企業（※ 1）に対するファイナンスに適用しています。

※ 1：中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 企業理念、経営方針等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	株式会社ソニックフロー
借入金額	100,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	5 年
モニタリング実施時期	毎年 10 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	東京都江東区亀戸 1-8-11	
創業・設立	1947（昭和 22）年 2 月 17 日	
資本金	10,000,000 円	
従業員数	70 名 （2025 年 6 月現在）	
事業内容	物流戦略の企画立案・物流システムの構築及び物流サービスの提供事業 ・一般貨物自動車運送業 ・第一種貨物利用運送業 ・貨物の荷役作業、及び発送業務の請負業	
主要取引先	ホッピービバレッジ 株式会社 株式会社 小山本家酒造 株式会社 日本オフィスオートメーション	株式会社 エイチ・アイ・エス 株式会社 日本旅行 株式会社 阪急交通社

【2.1.1 当社の業務内容】

当社は、飲料水・酒類・食品を主体に共同配送業務を行う物流業者である。関東圏を中心に各メーカーと配送先（小売店等）を効率的につなぐ物流網（常温による運送・保管）を構築している。主な荷主はホッピーバレッジ株式会社（東京都港区）及び株式会社小山本家酒造（埼玉県さいたま市）等である。

2023年から、訪日した外国人旅行客のトランク等の手荷物を預かり、バンやトラックなどの車両で国内の駅・空港・ホテルなどの間の運送、を行うサービス（ラゲージサービス）を開始し、事業の拡大を図っている。

本社・物流拠点がある東京都、及び茨城県・愛知県・京都府・大阪府に営業拠点（営業所）を設置し、74台の車両を保有して事業を行っている。

（当社の保有するトラック。ピンクのカラーリングに特徴）

（東京都立川市にある当社の物流拠点）



（新業務であるラゲージサービスの広告）

ソニックフローの
手ぶらでスマートチェックイン®
手ぶらの自由を京都の旅に

ラゲージデリバリーサービスで
京都での快適な旅をサポートいたします
十六時までにお持ち込みいただけましたら
京都市内のホテル・旅館へお届けいたします
お気軽にご利用下さいませ

5月27日(火)
取り扱い開始
OPEN 11:00~16:00
京都市内のホテル・旅館へ
当日お届けサービス

東本願寺
七条通
京都
タワー
丸太町通
JR京都駅
ONビル
2F
9ツ

www.teburatabi.jp
075-744-6671
JR京都駅(A5番)出口前
※白物と一部お届け出来ない物がございます

SONIC FLOW

（画像は当社から提供）

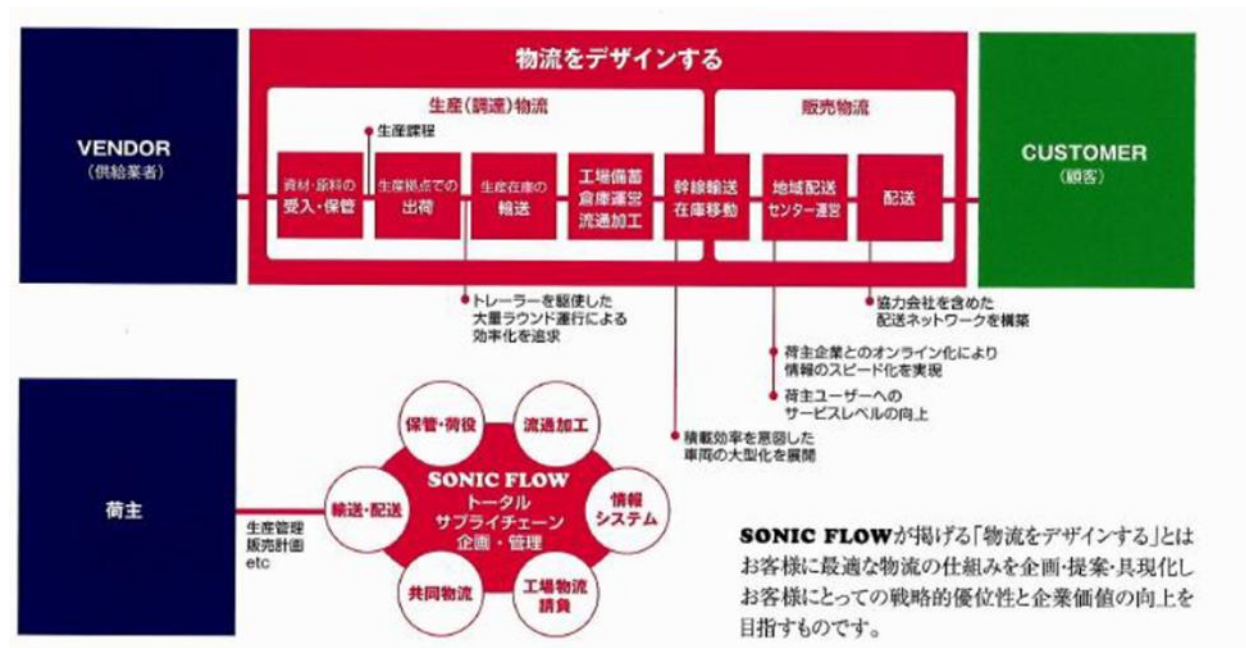
【2.1.2 当社の事業運営の特徴】

当社の事業運営での主な特徴として、大きく以下の6点があげられる。

（1）3PL 業者として物流（ロジスティックス）に関するデザインの設計・構築・運用

当社の業務は独自の物流網を持つナショナルブランドの飲料水・酒類・食品メーカー等の製品運送を単に請け負うのではなく、東京都立川市にある自社の物流拠点から関東圏を中心に、準大手・中堅・中小の飲料水・酒類・食品メーカーの製品について保管も含めた効率的な体制を設計・構築して総合的な物流を担う3PL事業者である。主な荷物が飲料水・酒類・食品等であるため、配送先は問屋・小売店・飲食店等多岐にわたるが、ハブアンドスポークの物流体制を構築し大型トレーラーからバン車両まで用途に応じた多様な車両を効率的に使い分けた運送を行っている。また一部のメーカーに対しては製品の運送だけでなく、資材調達の一部に関してもメーカーの生産体制に併せた効率的な納入ができるような運送も行っている。当社は、構築したこの物流システムにて現在、飲料水・酒類・食品メーカー6社から共同配送を請け負っている。また上記以外にもリネンサプライ業者や介護用品レンタル会社等の物流業務も手掛けている。

（図表1：当社の提案するロジスティックス概念図）



（画像は当社から提供）

（2）都内に自社物流拠点を有し関東圏の小売店・飲食店等へ飲料水・酒類・食品の効率的な配送

当社の物流体制の中核として、東京都立川市に1,500坪の常温倉庫兼物流拠点（立川物流センター）を構え、関東圏を中心とする物流の中核としている。当センターは酒税法上の「酒類蔵置制度」の承認を得ており、酒造メーカーは当社の物流拠点からの出荷をもって酒税の納税義務が発生することになる（よって当社は正確な出荷管理が必要になる）。当センターは24時間営業であるが、派遣社員を含めて各8時間・3つの勤務シフトで対応しており、勤務間のインターバルは十分確保している。商品配送の受注は当センターで受け付

けて、前日までの受注を踏まえ、翌日の配車や荷積みを行っている。

(立川物流センター①)



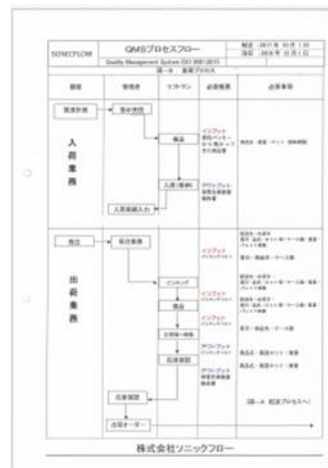
(同 ②)



(画像は当社から提供)

(3) ISO9001 認証取得

当社は顧客満足の向上及び安定した物流業務を行うため、経営者と従業員の間で長年にわたり、物流に係るノウハウを検討・蓄積し、作業領域毎に細かな作業手順書を作成して業務品質の向上に取り組んでいる。この点について、当社では 2007 年に ISO9001 の認証を取得し、ISO の要求水準に沿った QMS（品質マネジメントシステム）を社内にて展開し、物流業務の品質の維持・向上を図っている。（2018 年に ISO9001：2015 に改訂済み）下記は当社の QMS の中にあるフロー図・手順書の一例である。



(画像は当社から提供)

(4) 従業員の能力及び従業員エンゲージメントの向上

当社は物流の担い手である「人」の育成に注力しており、前述(1)~(3)の業務の担い手である従業員の育成を積極的に行っている。具体的には、従業員には外部研修の受講や資格取得を積極的に推奨しており、ドライバーを含む全従業員に運行管理者の資格を、事務社員には秘書検定の資格や ISO9001 内部監査員の資格取得を推奨している。資格の取得費用は会社負担とし、取得後は資格に応じた手当を支給することで

従業員の自己啓発をサポートしている。また管理職層に対しては「経営者」として、外部研修を会社の費用負担で積極的に受講させている。従業員には単に作業を行うだけではなく管理者の目線を、管理職には経営者の目線を養うような人材育成を行っている。

(図表 2：当社従業員の主な資格取得状況 2025 年 6 月時点)

資格名	対象者の人数
運行管理者の資格者	25 名
秘書技能検定 CBT3 級合格者	4 名
ISO 内部監査員養成研修修了者	12 名
メンタルヘルス心理カウンセラー合格認定者	1 名

(ヒヤリングにより商工中金経済研究所にて作成)

当社では、上記(3)に記載した QMS に基づき、物流に関する事象が発生した際にはその都度、従業員が発生した事象の「評価及び測定」「対策案（アクションプラン）の設定の要否」及び「対策案の具体的内容」を検討し、経営陣と共有を行っている。

また、後述 2.1.4 に記載のとおり、組織の点からも従業員が経営上の問題に参画しやすい体制をとっている。当社ではこれらを支える企業カルチャーを維持・醸成していくため、採用は「従業員からの紹介」を中心とし、基本的に「他社でのドライバー経験がない人物」を中心に採用することで他社のやり方に流されずに、従業員が当社独自の企業カルチャーの醸成を行えるような人材の採用及び育成を図っている。

ワークライフバランスの観点についても、共同配送の仕組みの構築時点から配慮を行っており、極力ドライバー・作業員に無理のない勤務体系を心掛けている。報酬についても同業他社比で高い水準を志向して支給している。

このように当社では上記の取り組み等により、従業員との間での信頼関係の構築及び従業員のエンゲージメントの向上に重点をおいた経営を行っている。



(画像は当社から提供)

(5) 自然環境への配慮

前述(1)に記載した「物流システム構築」にあたって、当社では立川市の物流拠点に荷物をいったん集約し、そこから各方面に分散して輸送させる方式（ハブアンドスポーク方式）を採用し、運送の工程毎に効率的な配車を行っている。車両については26tの大型トレーラー車から2tトラック・バンまで幅広いタイプの車両を保有し、各運送工程にあわせて、必要な車両の選択や内外注の判定を行いながら日々の業務を行っている。

全てのトラック・トラクタにデジタルタコグラフを搭載して運転手の運転状況を確認し、エコ運転管理を行っている。走行距離等も勘案しながら、今後の車両の更新にあたっては「中型車」以下は、全車をハイブリッド車(以下、HV)に転換を行っていく方針である。なお、倉庫・営業拠点内の照明のLED化は実施済みである。

太陽光発電等の再生可能エネルギーに関しては、施設の構造上の問題から6月2025年6月時点では設置していない。

(6) 新事業への取り組み

飲料水・酒類・食品等の共同配送で培ってきた前記(1)~(5)で記載した物流ノウハウを活かし、2023年から我が国を訪れた外国人旅行客の荷物配送サービス（ラゲージサービス）を開始している。開始当初は日本の旅行代理店を顧客として、団体旅行での訪日外国人の荷物（トランク等）の駅・空港・ホテルなどの間の運送を担っていたが、2025年からは京都駅前支店を開設し、直接訪日外国人個人を対象としたサービスを開始している。

(新事業に関する資料①)

(同 ②)



(画像は当社から提供)

当社はこれらの取り組みにより、様々な社会問題の解決と抜本的な革新を目指して新たな挑戦を続け、「従業員エンゲージメント」と「顧客エンゲージメント」の同時実現に取り組んでいる企業である。今後も培ったノウハウを最大限活用し、アイデアとテクノロジーを組み合わせた物流のプラットフォームの提供を行っていく方針である。

【2.1.3 事業拠点】

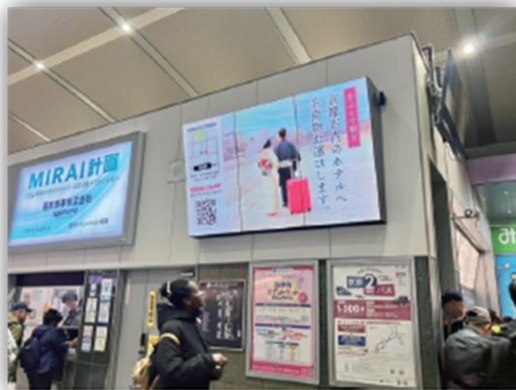
拠点名	住所	特徴
本社	東京都江東区亀戸 1-8-11 二見ビル	本社 総務・経理部門
立川支店	東京都立川市高松町 1-100 新立川航空機 22 号棟	2005 年開設（G マーク取得済み） 約 1500 坪の物流拠点 酒税蔵置
大阪支店	大阪府大阪市淀川区十三本町 3-5-11 ユニハウス 9 階	2008 年開設（G マーク取得済み）
名古屋支店	愛知県名古屋市中村区竹橋町 17-9 セサミタワー 5A	2019 年開設（G マーク取得済み）
茨城営業所	茨城県猿島郡境町陽光台 1-2-1 ライトオンマンション 202 号室	2022 年開設（G マーク申請準備中）
京都駅前支店	京都府京都市下京区東塩小路町 544-2 ONビル 2 階	2025 年開設（軽貨物運送事業届出済）個人向けラゲージサービスの拠点

立川支店（立川物流センター）

（京都駅前支店）



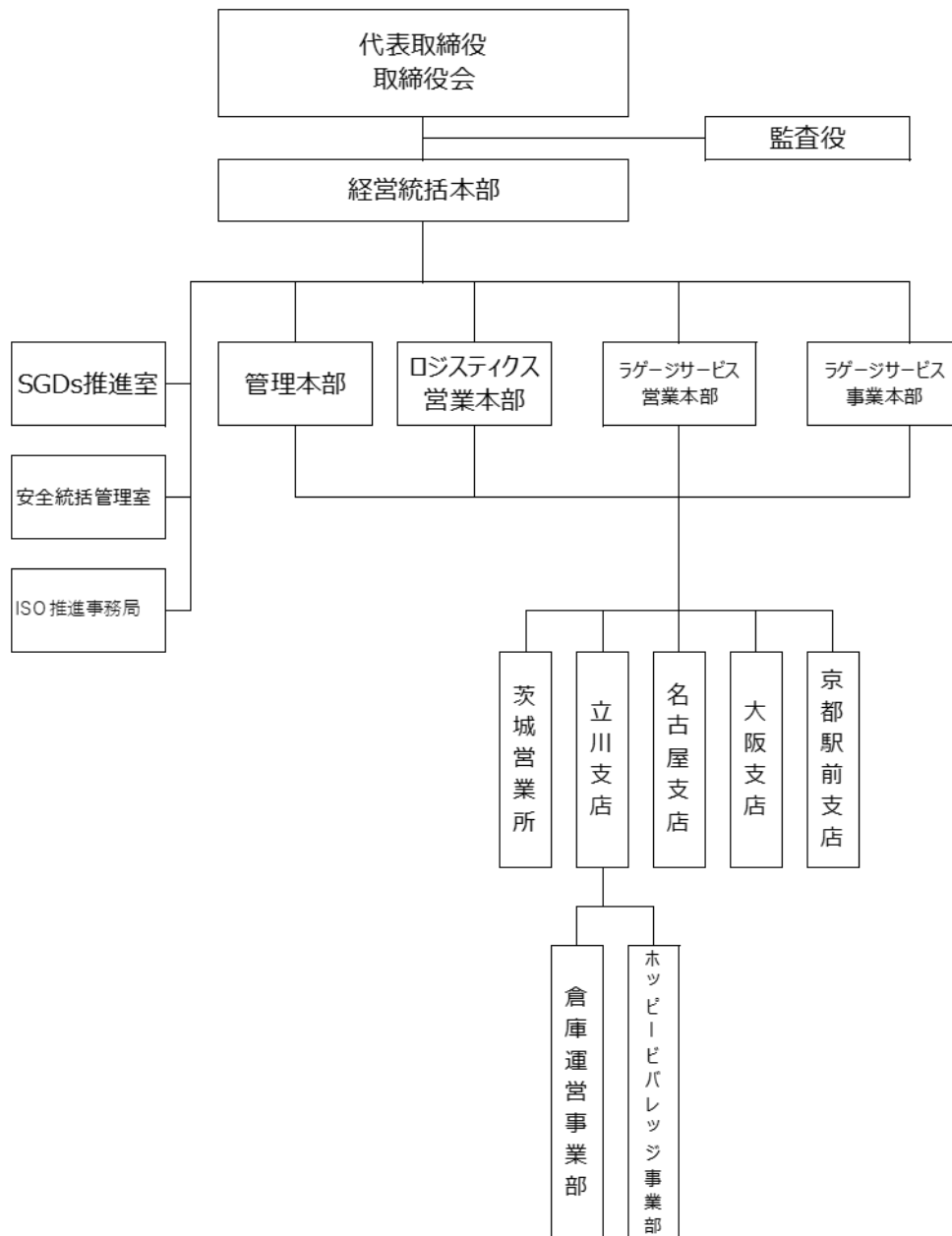
（JR 京都駅西口に設置したマルチデジタルサイネージ）



（画像は当社から提供）

【2.1.4 当社の組織】

(図表 3：当社の組織図)



(ヒヤリングにより商工中金経済研究所にて作成)

当社の組織では、各部門の管理職に一部若手職員を加えた「経営統括本部」を組織し、各部門の事業の状況や抱える課題について組織横断的に情報を共有して検討を行う体制をとっている。経営統括本部の下に本部の各部を置いているが、現業部門である支店・センター・営業所は本部各部の共管となっており、組織の横の連携を図っている。

また、当社は前述 2.1.2(4)記載のとおり未経験者を主体に採用しており、入社した社員がトラック運転手等の職務経験を経て、会社の事業や経営にも参画できる体制をとっている。

【2.1.5 主な関係会社】

名称	住所	事業内容
株式会社デプトソニック	東京都江東区亀 1-8-11	構内作業請負

【2.1.6 沿革】

1947 年	昭栄運輸株式会社の商号で、共同薬品株式会社の子会社として塩化ビニール用安定剤・可塑剤・石炭・石油の輸送を目的に、東京都中央区日本橋にて設立
2003 年	ホッピービバレッジ株式会社との取引開始を機に CI を導入。企業文化や特性、独自性等を検討した結果、現社名である株式会社ソニックフローに社名変更
2005 年	立川支店開設（物流センター稼働開始）
2007 年	ISO9001(2008 年度版)認証取得
2008 年	大阪支店開設
2009 年	ISO9001(2008 年度版)認証取得
2011 年	東日本大震災緊急物資輸送の協力
2018 年	立川倉庫増床（酒税蔵置所 1500 坪）
2018 年	ISO9001(2015 年度版)認証取得
2019 年	名古屋支店開設
2020 年	中期経営計画 Next77 を策定
2023 年	新規事業として団体旅行客の旅行バッグ輸送業務を開始（京都事業所を開設）
2023 年	中期経営計画 STEP FORWARD2026 を策定
2025 年	京都駅前支店にて個人向けのラゲージデリバリーサービス（手ぶらでチェックイン、手ぶらでスマートチェックイン）を開始

（創業当時の当社の車両）



（ホッピーのラッピングをした当社トラック 2015 年頃）



（画像は当社から提供）

【2.1.7 保有する車両の一覧（リース車両含む）】

当社の所有する車両の営業所別、車種別の内訳は下記図表 4 のとおりである。当社は最大積載量 26t の大型トラクタから軽バンまで営業所の事業特性に応じて幅広い車種を有している。

（図表 4：当社の所有車両一覧）

車種	登録営業所					
	東京（本社）	茨城	大阪	名古屋	京都	計
大型トラック（最大積載量10t以上）	9	9	0	2	0	20
トレーラ	0	2	0	0	0	2
大型トラック（最大積載量6.5t以上）	6	1	0	0	0	7
中型トラック（最大積載量3t～6.5 t 未満）	15	0	0	0	0	15
小型トラック（最大積載量3t未満）	1	0	11	12	0	24
普通商用車（バン）等	2	0	1	0	0	3
軽商用車（軽バン）等	0	0	0	0	3	3
計	33	12	12	14	3	74

* 大型トラックにはトラクタ（トレーラヘッド含む）

（当社からのヒヤリングにより商工中金経済研究にて作成）

（大型トレーラー）



（中型トラック）



（小型トラック）



（画像は当社から提供）

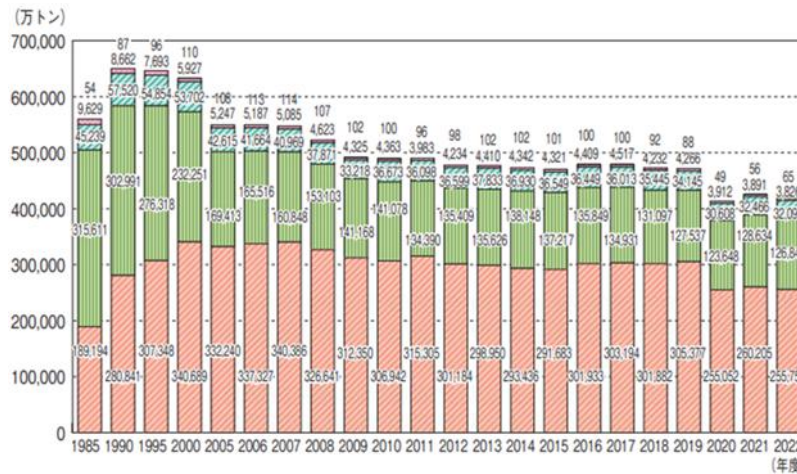
2.2 業界動向

2.2.1 トラック業界全体の動向

(1) トラック輸送量の推移

国土交通省「令和 6 年版交通政策白書」によると、国内貨物輸送量（トンベース）は、長期的には緩やかな減少傾向にあり、2022 年度の国内貨物輸送量は約 4,186 百万トンで前年度比約 1.5%減少となっている。輸送機関別分担率は、営業用と自家用を合わせたトラックが約 91.4%を占めている。

(図表 5：国内貨物輸送量（トンベース）)

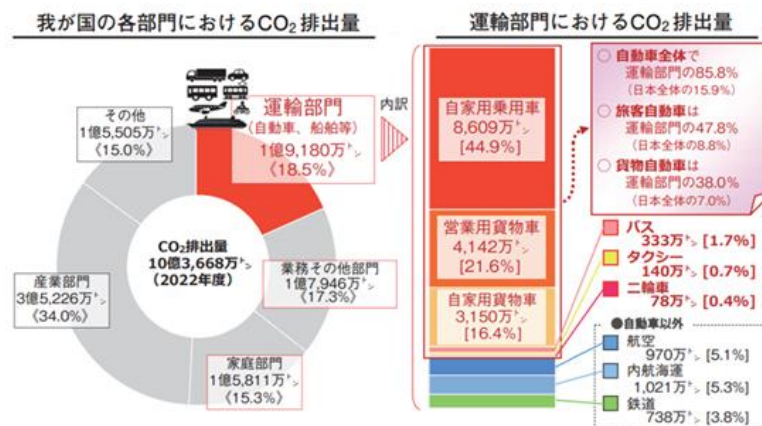


(国土交通省 交通政策白書（令和 6 年）より引用)

(2) トラック運送が環境面に与える影響

国土交通省「令和 6 年版交通政策白書」によると、2022 年度の日本の CO2 排出量は 10 億 3,668 万トンであるが、そのうち運輸部門における CO2 排出量は 1 億 9,180 万トンで、排出量全体の 18.5%を占めている。さらに、排出量の内訳を見ると、自動車（85.8%（日本の CO2 排出量全体の 15.9%））を占め、そのうち、貨物自動車（トラック）が 38.0%（同 7.0%）を排出している。

(図表 6：日本の各部門及び運輸部門における二酸化炭素排出量の内訳)



(国土交通省 交通政策白書（令和 6 年）より引用)

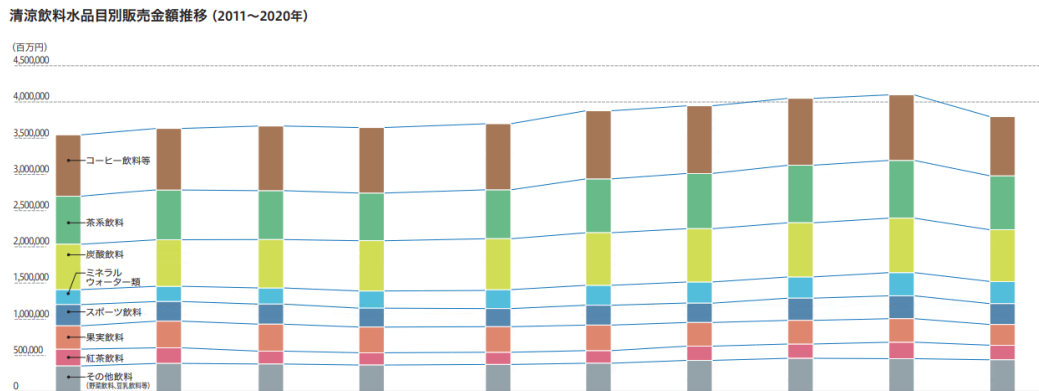
2.2.2 製品・サービスの需要に関する動向

(1) 清涼飲料水、酒類の売上高推移について

① 清涼飲料水について

当社が取り扱う運送品目のうち「清涼飲料水」は食品業界の中でも最大規模の産業であり、中期的な販売金額の推移は下記図表 7 が示すように、多様化する消費者ニーズや猛暑の影響もあり、需要が成長している業界である。2018 年に売上高 4 兆円を突破している。コロナ禍で一時的に減少したが、2024 年の販売金額は前年比 6.4%増加の 4 兆 7,313.9 億円と再び拡大傾向にある。

(図表 7：清涼飲料水品目別販売金額推移 (2011 年から 2020 年))

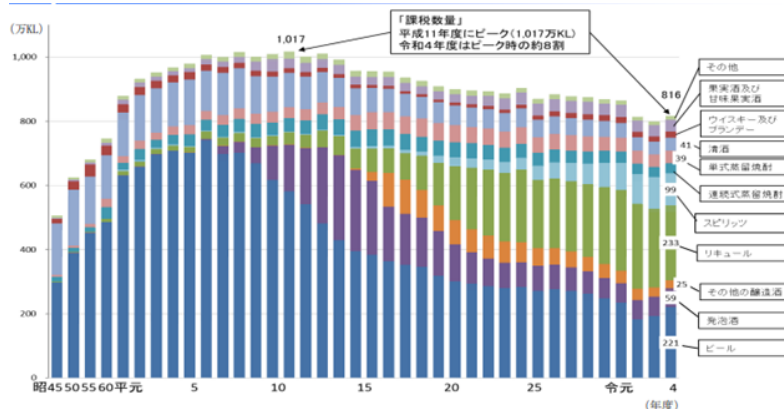


((一社)全国清涼飲料連合会：2021 年清涼飲料水統計 2021 より引用)

② 酒類について

一方、酒類については少子高齢化や消費者の低価格志向、ライフスタイルの変化や嗜好の多様化等の影響を受け、国内市場では全体的に縮小傾向が続いている。清酒の課税数量は昭和 48 年度のピーク時 (177 万 k l) から令和 4 年度には 3 割以下 (41 万 k l) まで減少している。但し、タイプ別に見ると普通酒は減少傾向にあるが、純米酒や純米吟醸酒は増加傾向にある。なお、下記図表 8 には酒税が課税されないノンアルコールビールの推移は含まれていないが、同商品は 2006 年から 2019 年までの 14 年間に市場規模は約 8 倍に増加し、今後も成長が期待されているとされている。

(図表 8：酒類課税数量の推移 (1970 年～2022 年))



(国税庁：酒レポート (令和 6 年 6 月) より引用)

(2) インバウンド需要の増加について

① 訪日外国人数の増加について

2024年の年間訪日外客数は36,869,900人で、前年比では47.1%増、2019年比では15.6%増と過去最高の2019年の31,882,049人を約500万人上回り、年間では過去最高を更新した。桜・紅葉シーズンや夏の学校休暇などピークシーズンを中心に各市場が単月での過去最高を更新し、東アジアのみならず東南アジア・欧米豪・中東においても来日者実数を増やし、年間過去最高の更新に繋がっている状態である。

② 手ぶら観光サービスについて

「手ぶら観光」とは訪日外国人旅行客が鉄道等で大きな荷物を持ち運ぶ不便さを解消するため空港・駅・商業施設等で荷物を一時的に預かり、空港・駅・ホテル・海外の自宅等に荷物を配送するサービスである。国土交通省でも平成25年度から共通ロゴマークを制定するなど本サービスの推進を図っており、ヤマト運輸・佐川急便等大手運送業者も取り組みを行っている。

2.2.3 雇用環境等担い手に関する動向

2022年の交通事業の就業者数は349万人で、全産業の就業者数の5.2%を占めている。交通事業の労働者不足感が生じている一方で、就業者数はほぼ横ばいとなっている。交通事業の事業区分別の従業者数では、事業者数と営業収入が最も大きいトラックが圧倒的に多く、交通事業全体の約半数を占めている。

トラック運転手の労働環境に関しては、2023年度の年間総労働時間は、全産業平均と比較して、大型トラックドライバーで全産業平均より408時間（月34時間）と長く、中小型ドライバーでも全産業平均より372時間（月31時間）と長くなっている。一方で2023年度の年間所得額は、全産業平均と比較して、大型トラックドライバーで約4.3%低く、中小型トラックドライバーで約13.6%低くなっている。これらを踏まえ、トラック運転手の雇用環境を見てみると、平均有効求人倍率で、2023年度のトラック運転手は3.43倍と全職業の1.27倍と比較大きく上回っており、人手不足が恒常化している。

2.2.4 法令、政策（国の方針）に関する動向等

(1) トラック運転手の働き方改革（いわゆる「2024年問題」）

トラック運転手は一般的に「2割低い給与で、2割長く働く」といわれる程、長時間労働・低賃金のイメージが強い職業である。従来は時間外労働に関して労働基準法に基づく罰則規定がなかったが、2019年の改正後の5年間の猶予を踏まえ2024年4月より改正労働基準法が施行され、トラック運転手の場合、時間外勤務の上限が960時間（休日労働を含まない）に設定された。同法の施行に併せて、厚生労働省・国土交通省による「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（いわゆる「改善基準告示」）」も同時に適用されることにより、運送業者・運転手は「1年、1か月の拘束時間」「1日の拘束時間」「1日の休息時間」「運転時間」「連続運転時間」等に関して、新基準が適用されることになった。これにより、トラック運転手の運転時間（拘束時間）に影響がでて、運転手不足が懸念される問題（いわゆる「2024年問題」）が発生し、その対応が喫緊の課題となっている。

(図表 9：厚生労働省の「改善基準告示」改正に関するリーフレット)



(厚生労働省 HP より引用)

(2) 外国人ドライバーの受入について（外国人特定技能制度等）

上記の雇用環境も踏まえ、政府では 2024 年 4 月より出入国管理法の見直しにより「自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の方針」とその「運用要領」を定め、トラック運送等の自動車運送業務での外国人労働者の受け入れが可能とした。（特定技能 1 号 在留期間最長 5 年）

これにより外国人でも一定の日本語能力に関する試験に合格したうえで、日本の運転免許を取得（外免切替含む）し、新任運転者研修を終了した者は、国内でのトラック運転手の業務ができることとなった。なお、外国人労働者に対する適切な安全運転管理・労務管理が行う必要があることから、特定技能の資格による外国人運転手の受け入れができる事業所は、公益社団法人全日本トラック協会の認定する安全性優良事業所（Gマーク認証取得事業所）及び一般財団法人日本海事協会の認証する運転者職場環境良好度認証制度の認証を受けた事業所に限られている。

(3) 物流関連二法の改正等

① 物流関連の法改正の歴史的経緯

1990 年 12 月に制定された物流二法（貨物自動車運送事業法・旧貨物運送取扱事業法）により貨物輸送の規制緩和による競争促進と安全規制の強化による輸送の安全の確保に関する規定が定められ、それまでの運送業とは環境が大きく変化し、現在に至っている（運送事業が「免許制」から「許可制」への変更、運賃は「認可制」から「事前届出制へ変更」等、規制緩和による自由競争化が定められた。2003 年に貨物運送取扱事業法は一部改正され、名称も「貨物利用運送事業法」となっている。）

② 今回の改正内容

今般、物流業界の 2024 年問題等を踏まえ社会インフラである物流の持続的な成長を図る目的で物流関連の 2 法「流通業務総合効率化法（2005 年 7 月公布 いわゆる物効法）」及び「貨物自動車運送事業法」を改正する法律が 2024 年 5 月に公布され、2025 年度より段階的に施行されることとなる。今回の改正により変更が予定されている主な内容は以下のとおりである。

● 物資流通効率化法（旧流通業務総合効率化法）の改正

- ・「荷主」「物流事業者」に対し、国が定める判断基準（「荷待ち・荷役時間の削減」「積載効率の向上による輸送能力の向上」等）に関して努力義務を課す。
- ・一定規模以上の事業者（特定事業者）には、上記に対し中長期計画の作成や定期報告を義務付け、不十分な場合には国が勧告、命令の実施を行えるようにする。

● 貨物自動車運送事業法の改正

- ・運送契約の締結時の内容（付帯業務料・燃料サーチャージ等）の書面交付等を義務付ける。
- ・元請け事業者に対し「実運送体制管理簿」の作成を義務付け、実際に荷物を運んだ実運送事業者（下請け会社）に関する記録の作成を行うことにより、多重下請け構造の透明化を図る。
- ・下請け事業者への発注適正化に関する努力義務を課す。

③トラック事業適正化関連法の新設

貨物自動車運送に関しては、上記の他「①事業の「許可制（一度許可を取得したら、取消にならない限り事業の継続が可能）」から「事業更新制（一定期間毎に事業許可の更新を要する）」への移行」「②国交省が定め「適正原価」を継続的に下回らないことの確保」「③下請けへの委託回数（再委託の回数）の 2 回以内への制限」等を定めたトラック事業適正化関連法が 2025 年 6 月に国会にて可決成立し、公布された（本法は公布から 3 年以内に施行予定）。これによりトラック運送業界では法令を遵守しない企業等を排除し、業界全体としての適正化と持続可能な成長を目指している。

2.2.5 技術（トラックの EV 化）に関する動向

トラックについても普通自動車同様に電気自動車化の波は始まっており、海外では急速に普及している国もあるが、諸外国に比べ日本国内では普及率は低く 2024 年 3 月末時点でハイブリッドトラックは 9,970 台、電気トラックは 2,599 台、燃料電池はトラック 82 台（電動車等の合は 12,651 台）とトラック全体（GVW 8t 以下）に占める割合は 2.90%（前年対比+0.21%）と普及は進んでいない（（公社）全日本トラック協会調べ）。宅配便等で大手運送業者にて小型トラックの EV 化は見られるものの、車両価格・バッテリー容量等の問題から業界全体での伸びは低調である。

2.3 企業理念、経営方針等

【企業理念】

企業理念
お客様第一主義、品質第一主義

【経営方針】

経営基本方針
☆社員エンゲージメントと顧客エンゲージメントの同時向上の実現
☆社員スタッフの資質発掘による人財育成
☆社員スタッフの生活の安定と向上
☆地域社会への貢献

* 当社では「①心理的安定性」「②信頼性」「③構造の明確化」「④仕事に意味」「⑤インパクト」の5つを鍵とした組織論を経営の軸としておいている。

【品質方針】（ISO9001 認証取得済）

品質方針
☆品質の実現は、顧客満足の基本です。
☆品質活動の基本は、要求品質を実現させる業務の仕組みを確実に創り上げることにあります。
☆要求品質を、確実に提供できることが企業の力です。
☆SONIC FLOW において品質とは「人の品」と「業務の質」です。 そして高品質こそ絶対的企業力です。

【環境方針】

環境方針
☆SONIC FLOW は、全ての事業活動において「地球環境の保全」が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、地球環境の維持向上に万全の配慮と実現に向け努力します。
☆環境保全は、企業の社会的責任であることを深く認識し、当社の事業活動が環境に与える影響を的確に捉え、技術的、経済的に可能な範囲で環境目標を定めて定期的に見直すと共に、環境マネジメントシステムとパフォーマンスの継続的改善と汚染の予防活動を推進します。

【運輸安全マネジメントに基づく基本方針】

運輸安全マネジメントの基本方針
「交通安全」はトラック運送事業者が、地域社会との「共生」を図っていく上での最重要課題です。 株式会社ソニックフローは輸送の安全確保のため、運輸安全マネジメントを確実にすることが最も重要であり、企業の社会的責任の一つと認識し、全社一丸となって輸送の安全性向上に努めます。

2.4 事業活動

当社は以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

2.4.1 自然環境面（プラネタリーバウンダリー）での取り組み

（1）当社のサービスの提供による自然環境への取り組み

当社は準大手・中堅・中小の飲料水・酒類・食品等の共同配送を主業務としている。ナショナルブランドの飲料・食品メーカーであれば、自社の物流部門で全国への効率的な配送体制をとることができるが、中堅・中小企業では物流に関して各社独自でそこまでの体制をとることはできない。そこで当社は自社で開発・構築した効率的な物流システムにて、共同配送を請け負うという形で準大手・中堅・中小企業の飲料水・酒類・食品等の物流の効率化を図っている。（飲料水・酒類・食品以外の荷主も含めて現在の共同配送での受注先は 6 社）

飲料水、食品の配送は地域の間屋・飲食・小売店まで商品を届けることが必要となることから物流の最終段階ではかなり細かな配送が必要となる。当社の物流システムでは自社の立川物流センターを中心にハブアンドスポーク方式を採用している。基幹輸送では大型トレーラーにより大量運送を行い、センターで保管・区分けの上、大型・中型・小型トラック・バン・軽バンと需要と運送の実態に併せた配車を行うことで運送によるエネルギーコストの低減、及び GHG の排出削減を図っている。

（2）物流サービスの工程における自然環境への取り組み

① 電気・石油类等動力に関する取り組み（省エネ・GHG 削減）

a. 車両のハイブリッド化への取り組み

当社で使用する主なエネルギー源は車両・トラックの燃料となるガソリン・軽油である。当社は新たに使用する車両については最新の燃費規制対応車を導入しているが、今後は中・小型トラック（現有 39 台）以下の車両に関して、全て、より環境性能に優れる HV に移行していく方針である。（2025 年 6 月時点の HV の保有は 3 台である）

b. エコ運転管理への取り組み

当社は保有するトラックには全てデジタルタコグラフを装着し、急発進や急ブレーキなど燃費や安全にかかわる項目を中心にドライバーの運転状況を確認し、エコ運転管理による環境対策を行っている。

当社の営業所・倉庫の照明は全て LED 化済みである。なお当社の取り扱う荷物は常温で運送及び保管を行う商品が主体であるため、空調管理等で大量の電力等のエネルギーを消費することはない。

c. CO2 排出量の可視化への取り組み

当社では GHG の排出量に関する中長期的な削減目標を設定し、中小企業版 SBT 認定を受けている。

また GHG 排出量に関しては車両の燃料消費量の他、本社事務所・営業所等で使用する電力消費量を集計、換算して会社全体、及び各拠点別の CO2 排出量をグラフ化するクラウドサービス（阿波銀行が提供する「あわぎん Sustana」）を 2023 年度より導入して排出量を可視化して把握する取り組みを行っている。

② 水（取水・排水）及び油に関する取り組み

当社は商品の保管・洗浄・冷却等で大量の水を使用することはない。またトラック等の洗車も運転手の負担

軽減の観点も兼ねて、外部の洗車施設で行うことを基本としているため、事業上での水の使用量・排水量とも多くない。（茨城営業所のみ自社施設内で洗車を行っているが、適切な排水処理がなされている。）

車両の運行をしているためオイル交換等による廃油が生じるが、オイル交換も含め車両のメンテナンスは上記と同様の観点から外部業者に委託しており、基本的に当社からオイルが廃棄されることはない。

③ 大気に関する取り組み（GHGを除く）

当社の使用しているトラックは全てが最新の排ガス規制である「平成 28 年度規制（ポストポスト新長期規制）適合車である。なお、前述のとおり、今後は中・小型トラック全車を、排気ガスの大幅な削減ができ、燃料効率も良いHVに順次代替していく予定である。

④ 廃棄物に関する取り組み

a. 物流工程で排出される廃棄物への取り組み

当社は物流業者であり、商品の配送は出荷時からパレットや段ボール等でパッケージ化された状態で出荷され、その状態で配送先に届けるため、当社の工程の中で梱包材等の廃棄がなされることは少ない。パッキング等でビニールを使用することがあるが、その使用についても当社は安全に配慮した最小限での使用を設定し、資源の節約、廃棄物の削減を図っている。

b. 車両・廃オイル・廃タイヤに関する取り組み。

車両については所有車両・リース車両とも、当社での事業供用後は売却、或いは自動車リサイクル法に沿って処分をしており、車両の廃棄にあたっての問題はない。また定期的に交換するオイル・タイヤについても前述のとおり、車両の維持・メンテナンスは基本的に外部業者に委託していることから、当社より廃オイル・廃タイヤ等の産業廃棄物が排出されることは基本的にない。

(3) その他の取り組み

① 社内共通での取り組み

太陽光発電等の再生可能エネルギー設備は建物の構造上の問題から設置していない。

② DX化等による紙資源等の節減への取り組み

当社では現在 SNS（LINEWORKS）により、リアルタイムでの社内での情報共有を行っているが、今後、業務を効率化・標準化していくことを継続的に検討していく中で、状況に応じて適切な DX 化に取り組み、業務効率の改善と併せて紙資源の削減を図っていく方針ある。

2.4.2 社会面（個人のニーズ）での取り組み

(1) ワークライフバランスの拡充への取り組み

① 所定休日・有給休暇取得に関する取り組み

a. 所定休日

当社の従業員の職種は、大きく運転手（構内作業を含む）と本社・営業所の事務員に分かれる。運転手の労働時間・休日に関しては「一年単位の変形労働時間制」を採用し、日曜日や国民の祝日等を所定休日とし、それ以外は、本人の希望も考慮した会社作成のシフトにより休日を設定し、実質的に週休二日程度の休日が取れるようなシフトとしている。事務員に関しては土曜日・日曜日及び国民の祝日等を所定休日

とする完全週休二日制を採用している。

b. 有給休暇

当社の有給休暇制度は法令に沿って付与されている。従業員の 2025 年 6 月期の平均有給休暇取得率は 71%と高い水準にある。なお、年間 5 日の有給休暇取得については法令どおり規定・運用されており、従業員全員が取得している。有給休暇については年次有給休暇の他、特別休暇制度も設けている。

c. 育児・介護休業

育児・介護休業に関する 2025 年 6 月期の実績は育児休暇が対象者 0 名、取得者 0 名、介護休暇が対象者 1 名、取得者 1 名であった。制度については社内で周知を行い、希望者に対しては法令で定められた休業を与えている。

② 時間外勤務等勤務時間に関する取り組み

当社は 36 協定を締結（特別条項あり）し、時間外勤務を許容している。運転手については法令に沿って時間外勤務規制（上限 960 時間）での勤務とし、加えて厚生労働省の改善基準告示にもとづく拘束時間・休憩時間・インターバル時間についても就業規則にも明記し、会社としての管理を行っている。また、当社では、基幹的な職種であるトラック運転手の業務に関して、前述のとおり車両の洗車やメンテナンス（タイヤやオイルの交換等）は外部に委託することで運転手の業務負担の軽減（＝労働時間の削減）を図っている。

なお時間外勤務手当については年間 960 時間のみなし残業制を採用し、労務管理については前述の方法で管理している。これらにより法令等に定められた時間外勤務、拘束時間等を超える運転手はいない。

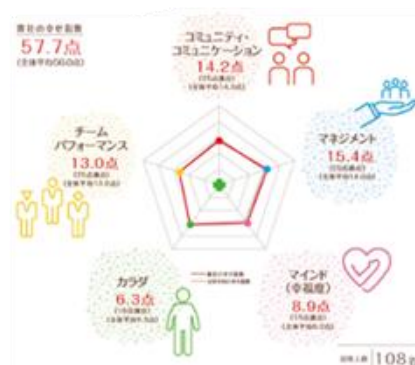
事務職員は法令どおり 8 時間の就業時間で勤務をしており、時間外勤務実績はあまりない、とのことである。

(2) 働きやすい職場環境づくりに向けた取り組み

① 従業員エンゲージメント・企業カルチャー・従業員との対話に関する取り組み

当社は前述 2.1.2(4)に記載のとおり、従業員の育成・コミュニケーション・エンゲージメントの向上を重視した経営を行っている。従業員の意識調査も毎年、定期的に行うなど従業員の意識の変化にも配慮した経営を行っている。商工中金グループが提供する「幸せデザインサーベイ（※2）」を毎年実施しており、毎年評価企業全体の平均値を上回る結果がでている。

※2 幸せデザインサーベイ：従業員アンケートの実施により中小企業の幸せを可視化するサービス。会社の幸せを、組織としての「コミュニティ・コミュニケーション」、「チームパフォーマンス」、「マネジメント」と、個々の従業員の「カラダ」、「マインド（幸福度）」の 5 つの要素から構成。総合点を幸せ指数として算定する（100 点満点）



② その他、ハラスメントに関する取り組み

当社ではハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等）に対する対応方針は就業規則にて定めており、実際の通報窓口と併せて従業員への周知を行っている。なお、現在まで社内でセクハラ・パワハラに関する事象はない。

(3) 賃金に関する取り組み

当社では人件費を「幸せを求めて働く社員皆さんの労働の対価であり、労働生産性を高めることにより給与上昇を加速させる」との考えのもと、経営計画で掲げた利益を達成することにより、近年は連続して年率 7%程度の賃上げを実施し、大手企業並みの給与水準を目指している。

(4) 雇用に関する取り組み

当社は前述 2.1.2 に記載した事業運営を行っており、業容の拡大に伴い適正人材確保の観点から雇用を増加させることはあるものの、2025 年 6 月時点では数値計画を伴った雇用の拡大は志向していない。

(5) 人材育成に関する取り組み

前述 2.1.2(4)のとおり、当社は全従業員に対して、単に運転業務だけを行うのではなく荷積みや配送管理の仕事もできるように指導している。また運転手には国家資格である「運行管理者」の資格取得を奨励している。このことは運転手自身が運輸関連法規を理解することや、法令に沿って業務を行っていることを自覚することに資するものである。またそのことを社内外に周知させる効果を持つことになる。

同様に事務職員に対しても、秘書技能検定や ISO9001 の内部監査員資格取得を奨励、新規事業であるラゲージサービス部門でも英会話を中心とする語学習得や、旅行業務取扱主任者資格等観光に関する技能、資格の習得を奨励している。管理職に関しても、経営者の目線の習得を目的に外部セミナーへの参加を積極的に推奨している。なお、前述 2.1.2(4)に記載したとおり、資格の取得費用や研修の受講費用は会社負担とし、資格取得後は資格に応じた手当を支給することで従業員の自己啓発をサポートしている。

社員力量評価についても ISO の基準に従い評価項目を制定している。社長が全従業員と年一回面談を行い定められた評価項目に従って評価を行っている。

(6) 労働安全衛生に関する取り組み

① 労働災害発生防止に関する取り組み

当社では、社内の 5S 及び安全のパトロール・リスクアセスメント・KY 運動（危険予知運動）・ヒヤリハット活動等を行っており、最近 3 年間で労働災害事象（業務上の休業災害等）は発生していない。

② 健康管理面に関する取り組み

当社の従業員の定期健康診断に関しては 100%受診済みである。また深夜業を行う社員に対する 6 か月に一度の健康診断も全ての従業員が受診している。

③ 交通事故防止に関する取り組み

当社は国土交通省の定める「運輸安全マネジメント」指針に基づき、交通安全に関する基本方針（安全方針）等を定め、輸送の安全に関する目標を定めて取り組み、結果を HP に掲載している。

【令和 6 年 運輸安全マネジメント指針に基づく事故防止に関する目標及び達成状況】

人身事故 目標 0 件 実績 0 件

物損事故 目標 7 件 実績 4 件

自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故 目標 0 件 実績 0 件

また交通安全に関しては、当社では賃金規定に基づく手当の中でも「無事故手当」「安全ボーナス」名義での無事故運転者に対する手当の支給を行っており、運転手の安全運転を奨励している。

(7) 福利厚生に関する取り組み

① 社会保険等

当社は社会保険適用事業所として社会保険（厚生年金・健康保険・失業保険・労災保険）に正社員と対象となる非正規社員の全員が加入しており、従業員の老齢・傷病・遺族に関する補償を国の規定に沿って行っている。また民間の保険等も活用し、これらの補償について法定外の補償給付も行える体制をとっている。

② 民間の医療サービス

当社は民間企業であるイーメディカルジャパン株式会社が提供する「高血圧・脂質異常症対応のオンライン診療サービス」に加入している。このサービスでは対象者（当社では従業員全員）に対し、血圧計を貸与し、そのデータを Web で送信することにより、医師による見守りサポート・オンライン診療・24 時間相談ができる体制を整備している。

③ 自己啓発支援

前述 2.1.2(4)に記載のとおり。

④ その他

当社は民間の福利厚生サービス「ベネフィットステーション」に加入し、社員（2 親等以内の家族含む）が利用できる飲食店・レジャー施設・宿泊施設等の割引特典が受けられるサービスに加入している。

また、従業員間の懇親、コミュニケーションの活性化の観点から社内にはクラブ活動組織（ゴルフ、音楽活動）を設けている。

(8) ダイバーシティに関する取り組み

① 女性活躍推進への取り組み

当社では総社員（短時間勤務社員含む）69 名のうち 13 名が女性（女性比率 18.8%）であり、主に管理事務業務に従事している。主要な業務である運転手は総員 47 名のうち 4 名が女性（女性比率 8.5%）また管理職は 9 名のうち 2 名が女性（女性比率 22.2%）である。主要業務である運転手は飲料水・酒類等の重量物の荷積み、荷下ろし業務など力仕事となる作業もあることから、運転手及び構内作業員は男性が多くなる傾向にあるが、当社では運転するトラックの荷積みは運転手自身が行うのではなく別の構内作業員が行うようにするなどの業務分担を行い、運転手の負担の軽減を図っている。また各営業所にシャワー室を備えるなど女性にも働きやすい環境をつくる取り組みが行われている。

② 外国人雇用への取り組み

当社では現在外国人の雇用は行っていない。今後も適材適所の方針で採用等を検討している。

③ 高齢者雇用への取り組み

当社の定年は 60 歳であるが、法令に基づき 65 歳までの希望者に対する再雇用制度を採用し、現在 7 名の定年再雇用社員を含む、17 名の高齢者（65 歳以上）の雇用をしている。主に運転手（構内作業含む）や事務管理等の業務を行っている。なお、当社では高齢者等の運転手に関して、土日など希望する曜日での

週休二日制を選択できるようにする制度を設けているなど、高齢者の健康管理、働き方へのニーズに対する配慮も行っている。

④ 障がい者雇用等への取り組み

障がい者の雇用は現在 1 名で、事務作業に従事している。現状、法定雇用数は充足している。今後も適材適所の方針で採用等を行っていく。

(9) その他の取り組み

① 個人情報保護・情報漏洩への取り組み

当社は、従来より飲料水・酒類・食品の共同配送を行う運送事業者として BtoB の事業を行ってきたが、新事業のラゲージサービスを行うにあたり、来日した海外に在住する個人の個人情報を取り扱うことになる。これに対して当社でもプライバシーマークの認証取得等の個人情報保護、及び情報管理体制を整備していくことを検討している。

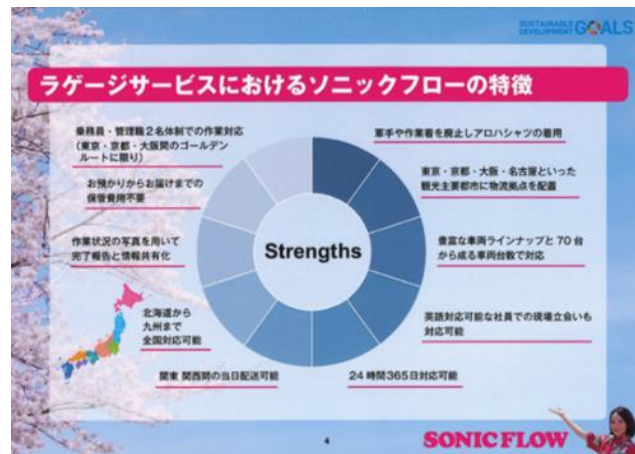
② 災害発生時等に関する BCP への取り組み

当社では、災害時発生時等に備え連絡網の整備・水の備蓄・PHEV による非常用電源の確保等の体制をとっている。

2.4.3 社会環境（人間的集团的ニーズ）に関する取り組み

（1）新規事業開拓への取り組み

当社は前述 2.1.2（1）～（5）に記載した特徴をもって飲料水・酒類・食品の共同配送で実績をあげてきた企業であるが、そこで蓄積した物流ノウハウを活かし、2023 年に海外インバウンド顧客の手荷物（トランク等）を対象にした国内の運送サービスを開始した。当初は旅行代理店等の法人向けに団体顧客への対応であったが、2025 年に京都駅前支店を開設し、海外インバウンド顧客から直接荷物を預かり、滞在先・移動先のホテルや駅・空港等への手荷物の運送を行う BtoC のサービスを開始している。（サービス名：「てぶらでチェックイン[®]」「手ぶらスマートチェックイン[®]」（2025 年商標登録済））このサービス開始により、国がインバウンド推進の一環として進めている「手ぶら観光サービス（訪日外国人が鉄道等で大きな荷物を持ち運ぶ不便さを解消する）」に寄与するほか、オーバーツーリズムによる移動中での混雑（航空機・新幹線等での海外観光客の移動の際の荷物の扱い）等の社会問題にも対応することになる。



当社では、海外インバウンド顧客に対してフレンドリーに対応すべく本業務にあたる従業員に関しては軍手や作業着を廃止し、アロハシャツを着用したサービスの提供を行っている。

また、前述の当社の事業運営の特徴（2.1.2（4））に基づき、この新業務にあたっても企画・立案・対外交渉等に関して積極的に現場の社員を活用している。また、本事業に携わる社員については英会話他の語学の習得や観光技術の向上についても費用を会社負担にすること等により積極的に支援を行っている。



（２）中小企業の振興に関する取り組み

当社では物流のプラットフォーム提供にあたり、多くの中小運送業者との協力関係や庸車等の発注を行うことにより、中小運送業者の繁栄に貢献している。

（３）文化芸術・学生スポーツへの取り組み

当社では国内有数の現代アートの祭典である瀬戸内国際芸術祭（2025）の趣旨に共感し、SDG sの一環として同芸術祭への協賛という形で現代美術にも寄与している。



（本項目の画像は全て当社から提供）

また、当社は自社の業務の特性を活かし、全国のこどものスポーツ大会（わんぱく相撲江戸川区大会等）でのロジ運営にも協力しており、今後も地域や学生スポーツの振興にも貢献していく方針である。

（４）慈善活動への取り組み

当社は毎年、埼玉県で運営する「埼玉県 NPO 基金（特定非営利活動促進基金）」に寄付を行い、県内の NPO 法人の活動を幅広く金銭的に支援している。

右の画像は直近の埼玉県からの感謝状贈呈式である。（2025 年 3 月）



（埼玉県 HP より引用）

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

社会（個人のニーズ）		
紛 争	現代奴隷	児童労働
データプライバシー	自然災害	健康および安全性
水	食 料	エネルギー
住 居	健康と衛生	教 育
移動手段	情 報	コネクティビティ
文化と伝統	ファイナンス	雇 用
賃 金	社会的保護	ジェンダー平等
民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済（人間の集团的ニーズ）		
法の支配	市民的自由	セクターの多様性
零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境（プラネタリーバウンダリー）		
気候の安定性	水 域	大 気
土 壤	生物種	生息地
資源強度	廃棄物	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方 のインパクトを表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	陸路による貨物輸送（4923）
ポジティブ・インパクト	移動手段、雇用、賃金、零細・中小企業の繁栄
ネガティブ・インパクト	自然災害、健康および安全性、社会的保護、気候の安定性、大気、土壌、生物種、生息地、資源強度、廃棄物

【当社の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】

■ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
教育	➤ 2.4.2 (5)人材育成に関する取り組み
移動手段	➤ 2.4.3 (1)新規事業開拓への取り組み
雇用	➤ 2.4.2 (4)雇用に関する取り組み
賃金	➤ 2.4.2(5)人材育成に関する取り組み（手当部分） ➤ 2.4.2 (3)賃金に関する取り組み
セクターの多様性	➤ 2.4.3 (1)新規事業開拓への取り組み
零細・中小企業の繁栄	➤ 2.4.3 (2)中小企業の振興に関する取り組み

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
データプライバシー	➤ 2.4.2(9)その他の取り組み ①個人情報保護・情報漏洩への取り組み
自然災害	➤ 2.4.2(9)その他の取り組み ②災害発生時等に関する BCP への取り組み
健康および安全性	➤ 2.4.1(2)物流サービスの工程における自然環境への取り組み ③大気に関する取り組み ➤ 2.4.2(1)ワークライフバランスの拡充への取り組み ①所定休日・有給休暇取得に関する取り組み (a.所定休日 b.有給休暇) ②時間外勤務等勤務時間に関する取り組み ➤ 2.4.2(2)働きやすい職場環境づくりに向けた取り組み ②その他ハラスメントに向けた取り組み ➤ 2.4.2(6)労働安全衛生に関する取り組み ①労働災害発生防止に関する取り組み ②健康管理面に関する取り組み ③交通事故防止に関する取り組み
社会的保護	➤ 2.4.2(5)人材育成に関する取り組み（取得費用の負担部分） ➤ 2.4.2(1)ワークライフバランスの拡充への取り組み (c.育児・介護休業) ➤ 2.4.2(7)福利厚生に関する取り組み
気候の安定性	➤ 2.4.1(1)当社のサービスの提供による自然環境への取り組み ➤ 2.4.1(2)物流サービスの工程における自然環境への取り組み ①電気・石油類等動力に関する取り組み

大気	➤ 2.4.1(1)当社のサービスの提供による自然環境への取り組み ➤ 2.4.1(2)物流サービスの工程における自然環境への取り組み ③大気に関する取り組み（GHG を除く）
資源強度	➤ 2.4.1(1)当社のサービスの提供による自然環境への取り組み ➤ 2.4.1(2)物流サービスの工程における自然環境への取り組み ①電気・石油類等動力に関する取り組み ➤ 2.4.1(2)物流サービスの工程における自然環境への取り組み ④廃棄物に関する取り組み - b.車両・廃オイル・廃タイヤに関する取り組み
廃棄物	➤ 2.4.1(2)物流サービスの工程における自然環境への取り組み ④廃棄物に関する取り組み - b.車両・廃オイル・廃タイヤに関する取り組み ➤ 2.4.1(3) その他の取り組み ②D X 化による紙資源の節減への取り組み

■ポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）の両方

インパクト	取組内容
該当するインパクトはなし	

■UNEP FI 分析ツールで発出されたものの、インパクト特定しないもの

<ポジティブ・インパクト>

インパクト	特定しない理由
該当するインパクトはなし	

<ネガティブ・インパクト>

インパクト	特定しない理由
土壌	➤ 当社の事業用地からは汚泥等の廃棄物は基本的に発生しない。また、当社は 2005 年に現立川支店に事業所を開設以降、新たな土地開発等を行っていない。立川事業所も含めて土地改良や自然破壊につながる不動産の造成等を行っていない。 - 以上より当社のインフラにより土壌の質が乱される可能性はない。
生物種、生息地	➤ 当社の事業で、環境汚染により直接生態系・生息地に影響を与えることはない。

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

当社は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、KPI という）を設定した。
なお設定した KPI のうち目標年に達したものについては再度の目標設定等を検討する。

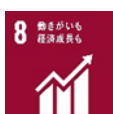
【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	「教育」		
取組内容 (インパクト内容)	人材育成に関する取り組み		
KPI	①2030 年までに従業員の 50%が運行管理者の資格を取得する。 (現在 資格取得者実績 25 名／従業員 70 名<35.7%>) ②2030 年までに新規事業に関する旅行業務取扱主任者の資格取得者の人数を 10 名以上とする。 (2025 年 7 月時点 3 名)		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 従業員に対しては自身が行っている事業に関する法令等の知識や管理方法等の背景を認識したうえで、業務を行えるような人材育成を行う。(社内教育の他、自己啓発の支援を行う) ➤ 管理者に対しては、業務に対する管理を適格に行うほか、経営者の目線をもったマネジメントを行うよう人材育成を行う。 ➤ 上記の費用負担は引き続き会社が負担していく。		
貢献する SDGs ターゲット	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	
	8.6	2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	

特定したインパクト	「移動手段」「セクターの多様性」		
取組内容 (インパクト内容)	新規事業開拓への取り組み		
KPI	● 新事業であるラゲージサービスの売上を 2028 年 6 月期までに 3 億円にする。 (2025 年 6 月期 実績 66.7 百万円)		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 新規事業であるラゲージサービスの知名度向上のための営業活動、広告活動を行う。 ➢ 新事業を担う人材の育成や、必要な拠点の整備等を行う。 ➢ 作業手順や発生した異例事象等を蓄積、標準化し、サービスの品質を向上させる。		
貢献する SDGs ターゲット	11.2	2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。	 11 住み続けられるまちづくりを

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	「データプライバシー」		
取組内容 (インパクト内容)	個人情報保護・情報漏洩への取り組み		
KPI	①毎年、個人情報の漏洩事象を起こさない。 ②2027年6月期までに訪日外国人の個人情報の取扱について手順書を整備し、手順書に基づいた業務運営を行う体制を整備する。		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 新規事業は訪日外国人等の個人を対象とした事業を行うため個人情報保護法に沿った保護体制を整備する。 ➤ セキュリティアクション等に基づいた情報漏洩対策を実施する。 ➤ 海外の個人情報保護規定（GDPR 等）にも配慮した体制を整える。 ➤ 必要に応じて個人情報保護に関する認証の取得を検討する。		
貢献する SDGs ターゲット	16.10	国内法規及び、国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保証する。	

特定したインパクト	「健康および安全性」		
取組内容 (インパクト内容)	労働安全衛生に関する取り組み		
KPI	① 毎年、交通事故の件数について自社で策定した運輸安全マネジメント指針に基づく目標値以内に抑える。 (なお、重大事故は発生させない) ② 毎年、業務上の休業災害等は発生させない。		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 労働時間や作業環境については随時状況を把握し、従業員に無理のない環境を確保していく。 ➤ 交通安全については「運輸安全マネジメント指針」に沿って、PDCAサイクルによる管理を継続して行っていく。 ➤ 労働安全衛生に関しては従業員規模に応じた管理を行い、従業員との対話を継続的に行っていく。		
貢献する SDGs ターゲット	3.6	2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定したインパクト	「健康および安全性」「気候の安定性」「大気」「資源強度」		
取組内容（インパクト内容）	当社のサービスの提供による自然環境への取り組み 電気・石油類等動力に関する取り組み 大気に関する取り組み（GHG を除く）		
KPI	① 2030 年 6 月期までに中型トラック以下の車両（トラック）の 100%をハイブリッド車とする。 ② 毎年、（売上高あたりの）CO2 排出量を前年度実績値対比以下に抑える。 ＊ 2025 年 6 月期実績 売上高 2,263 百万円—① CO2 排出量 1,547.874t-CO2—② $②/①=0.684$ （売上高 百万円あたりの CO2 排出量）		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 省エネに適した車両（低燃費車、HV 等の）を積極的に採用する。 ➤ 輸送の効率化やエコ運転管理も併用することによりエネルギー消費を抑える。 ➤ 当社は GHG 削減計画について中小企業版 SBT 取得済み。かつ可視化にも取り組み済みであるが、新規事業等により業容の拡大が予想されるため、「売上高単位」の GHG 排出量の管理も行う。当面は「前年度対比以下」を目標とする。		
貢献する SDGs ターゲット	7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	
	11.6	2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	

特定したインパクト	「廃棄物」		
取組内容（インパクト内容）	DX 化等による紙資源の節約		
KPI	● 社内業務の効率化や DX の活用により、各年度の業務での紙の使用量（金額及び枚数）を前年度の実績以下に抑える。 2025 年 6 月期の紙の購入金額 524 千円（実績） 2025 年 6 月期の紙の使用枚数 662.5 千枚（実績）		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 社内の業務の効率化、作業負担の軽減については継続的に検討を行っていく。 ➤ その中で DX 化により効果が見込まれるものについては DX 化を検討する。		
貢献する SDGs ターゲット	11.6	2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	11 住み続けられるまちづくりを
	12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	12 つくる責任 つかう責任
	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	12 つくる責任 つかう責任

【ポジティブ・インパクトおよびネガティブ・インパクト双方】

該当するインパクトは無し

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）として特定しているものの、KPIを設定しないもの

インパクト	取組内容	設定しない理由
自然災害	災害発生時等に関するBCPへの取り組み	➤ 災害等の発生時に備えた連絡体制の整備及び水や非常用電源設備に対する対策は既にとられているため。 ➤ 当社は持続不可能な土地利用による事業は行っていない。
社会的保護	福利厚生に関する取り組み	➤ 老齢・傷病・遺族等に対する補償については法令に基づく社会保険制度の他、民間保険等を活用した法定外の補償にも対応できる体制を整えている。 ➤ 「未経験者からの運転手育成」や「運転手からの経営への参画」等、労働者の努力により、育成・評価が適正に行われる仕組みをとっている。

5.サステナビリティ管理体制

当社では、本ファイナンスに取り組むにあたり、西脇昌社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、西脇社長を最高責任者、中西専務をプロジェクト・リーダーとし、KPI 毎に選任されたリーダーを中心として、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役社長	西脇 昌
(プロジェクト・リーダー)	専務執行役員	中西 理恵
(事務局)	常務執行役員	石井 亜希子
(KPI 推進リーダー)	設定した KPI ごとにリーダーを選任	

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、当社と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、当社と協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。当社は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 岩本 任史

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190